

# 熊本市道路維持業務委託（総価契約）標準仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、熊本市が発注する維持管理に関する業務委託（総価契約）に適用する。

但し、同一項目で本仕様書と特記仕様書が異なる場合は、特記仕様書に定める仕様を優先とする。

## 2 作業体制

- (1) 受託者は、委託者の委託目的・内容を完全に理解し、その目的遂行の為、専門的な知識・経験を生かし、業務を行なうこと。
- (2) 受託者は、業務遂行に必要な技術・技能者及び人員・機械等を確保し、業務に遅延なきように万全な作業体制をつくること。

## 3 管理技術者

- (1) 管理技術者は、受託者の代理人として委託目的遂行の為、業務全般を統括し、責任をもってその業務に携わること。
- (2) 管理技術者は、各作業に必要な日数及び人員・機械等を把握し、的確な人員配置を行うこと。
- (3) 管理技術者は、他の業務従事者の模範となるよう率先して業務に従事すると共に適切な指示・監督を行ない、安全で清潔な現場環境を確保すること。
- (4) 管理技術者は、調査職員と連絡を密にとり疑義が生じた場合は、協議を行うこと。

## 4 対外関係

- (1) 受託者は業務を実施する際は、隣接住民に個別訪問（チラシ配布）を行い、周知徹底を図り、苦情等を未然に防止すること。また、隣接道路利用者についても予告看板等を設置し、周知徹底を図り、速やかに作業を実施すること。尚、やむを得ず作業を中止する場合も同様に、隣接住民並びに道路利用者に周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、作業従事者が隣接住民等と接触する場合の言葉使いや対応の仕方について、事前に十分指導及び徹底を図ること。
- (3) 受託者は、前項の規定を守り、苦情等の発生を未然に防止すること。また苦情等が発生した場合は、誠意をもって対応処理し、内容等について委託者に報告すること。
- (4) 業務の都合上、特別な通行規制、早朝、夜間等に業務を行う必要がある場合または、他の業務や工事の支障となる場合には、事前に委託者と協議すること。
- (5) 作業することにより、他の業務または工事の支障となる場合には、委託者まで連絡の上、実施すること。
- (6) 関係官公庁その他に対して交渉を要する時または交渉を受けた時は、速やかに委託者と協議を行うこと。

- (7) 受託者は、業務で知り得た個人情報については、個人情報保護法等により定められている義務を厳守すること。

## 5 工程管理

- (1) 業務工程表に基づき、速やかに着手し、業務完了に遅延がないこと。
- (2) 業務工程表を作成する際は、業務内容を十分理解し、作業・養生期間等の必要日数及び雨天等の不確定日数を考慮すること。また委託者から業務工程について、詳細な工程表の提出を求められた場合は、これに応じること。

## 6 安全管理

- (1) 安全管理については、第三者（隣接住民等）及び業務の安全を重視し、看板・立ち入り防止柵等を設置し、事故防止に万全の措置をとること。
- (2) 業務従事者は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用し、動きやすい服装で作業すること。
- (3) 高所・急傾斜地等の危険箇所では、安全用具を設置・装着し、作業すること。
- (4) 道路交通法を有する公道で作業を行う場合は、管轄地区の警察署に道路使用の申請し許可を得ること。また道路使用許可書のコピーを完了書類に添付すること。尚、申請手数料については、受託者負担とする。
- (5) 事故等が発生した場合には、速やかに対処すると共に、委託者に報告すること。
- (6) 作業区域内で危険箇所等を発見した場合には、ただちに事故防止の措置を施し、委託者まで至急連絡しなければならない。

## 7 出来形管理

出来形管理については土木工事施工管理基準（熊本県）により行うこと。  
ただし、同基準によりがたい場合は調査職員と協議すること。

## 8 提出書類

- (1) 委託者は、業務委託契約関係の書式等に基づいて、調査職員に提出すること。これに定めないものは、調査職員の指示する様式によるものとする。
- (2) 業務委託契約関係の書類及びその他の関係書類（数量総括表・出来形平面図・展開図・求積表・各種写真等）は4穴をあけ、A4サイズ（A3サイズの場合は3つ折）で提出すること。また履行期間中であっても調査職員の指示があった場合は、速やかに提出すること。
- (3) 写真は、業務の作業状況及び数値等が確認できるように必要項目を黒板に記載の上、明確に撮影（カラー）し、提出すること。また、撮影した写真は、作業箇所別に業務内容を整理すること。

## 9 その他

- (1) 受託者は、仕様書に明記されていない事項及び現場作業について、疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、指示を受けなければならない。

# 中央区道路パトロール業務委託特記仕様書

## 1 総則

- (1) 本業務は、熊本市が管理する道路のパトロール業務委託であり、本業務委託契約書、本仕様書及び標準仕様書の規定により業務を遂行するものとする。
- (2) 本委託は、「平成 28 年度 熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表（平成 29 年 2 月 1 日以降に契約締結を行う委託から適用）」を用いた積算方式の試行対象業務である。
- (3) 本委託は、「土木工事標準積算基準」により各工種区分、施工地域補正等を考慮した共通仮設费率（率分）及び現場管理费率に、それぞれの補正係数を乗じる試行対象業務である。  
なお、補正係数については以下のとおりとする。

【共通仮設费率（率分）：1. 1 現場管理费率：1. 1】

## 2 目的

本業務は、各土木センターが管理する道路を「熊本市道路パトロール実施要綱」に基づき日常的にパトロールすることにより、道路を良好な状態を保つことを目的とする。

## 3 パトロールの種類

上記の道路パトロールの種類については、「熊本市道路パトロール実施要綱」第 4 条第 2 項に定めるパトロールとする。

## 4 パトロールの方法

通常及び夜間パトロールは、1 班あたり 3 名（責任者 1 名、運転手 1 名、監視員 1 名）で構成し、1 台に乗車し行うものである。責任者は、土木全般に精通する者で、道路の異常を発見し、措置を行うものである。運転手は、交通法規を遵守し安全に駐停車できる運転を行うだけでなく、周囲の状況に目を配るものという。監視員は、道路の異常を発見し、措置を行うものをいう。

通常パトロールは、1 班体制で実施するものとし、路線頻度及び順路等を調査職員と協議のうえ、週 6 日パトロールが実施できるような体制を確保し、行うものである。なお、休日は原則パトロールを実施すること。

夜間パトロールは、年 4 回（6 月、9 月、12 月、3 月）、午後 8 時以

降に行うものである。

歩道橋パトロールは、年に1回（7～9月の間）、2名1組で徒步により歩道橋全体を目視により行うものである。

自転車専用道路パトロールは、年に12回（毎月1回）、2名が自転車を、1名が作業に必要な資機材を搭載した車両を使用して行うものである。

災害防止パトロールは年2回（5～7月、1～3月）、2名1組で徒步により官民境界から20mまでの範囲を目視により行うものである。

## 5 業務手順

- (1) パトロールルートの確認
- (2) 業務計画、パトロール方法、順路等の協議
- (3) 作業実施
- (4) 週間パトロール実施計画書（別紙1）、道路パトロール日誌（別紙2）、異常箇所道路報告書（別紙3）、歩道橋点検表（別紙4）、写真、位置図、その他必要書類を添付し提出
- (5) パトロール実績報告書（別紙5）、歩道橋パトロール実績報告書（別紙6）、資材記録報告書（別紙7）、動物死骸処理実施報告書（別紙8）、追加作業実施報告書（別紙10）を提出（翌月5日まで）
- (6) 部分引渡し時及び業務完了時に、第○回完了届（別紙11）を提出

## 6 特記事項

- (1) 受託者は、調査職員からの指示に迅速に対応しなければならない。
- (2) 諸事情により作業指示書どおりの作業が出来ない場合は、遅滞なく調査職員と協議を行うこと。
- (3) 道路パトロール業務は、道路交通法施行令第13条第1項第9号及び第14条の2並びに道路交通法施行規則第6条の2第1項の規定による道路維持作業用自動車を、受託者にて必要な台数（常用1台、予備1台）について履行開始の前日までに準備し、その車両を用いて実施すること。なお、その車両にはドライブレコーダーを搭載すること。
- (4) なお、契約期間の前日までに車両を必要台数準備できない場合は、契約解除の対象とする。
- (5) 作業内容
  - ア パトロールを実施するにあたっては、交通障害、異常発生箇所又はその恐れがある箇所の発見に努め、通行の安全を確保するための作業を実施しなけれ

ばならない。

- イ 早急な対応が必要な箇所については、調査職員に電話連絡し、口頭による指示を受けなければならない。
- ウ 交通障害、異常発生箇所を発見したときは、道路事故を防止するため直ちに交通誘導を行い、調査職員と協議したうえで、規制の措置を講じなければならない。
- エ 追加作業について調査職員から作業指示書（別紙9）により指示があった場合は、ただちに指示された場所に向い、道路状況の報告を行うとともに、通行の安全を確保するための作業を実施しなければならない。追加作業の指示については、パトロールルート以外の場所も含まれるものとする。  
また、作業完了後、追加作業実施報告書（別紙10）に記載し、提出するものとする。

#### （6）作業上の注意事項

- ア 前項ア・エの作業は、人力により短時間で作業ができる範囲のものとし、別途、個別作業項目として定めるものとする。
- イ 緊急かつ簡易な工法の作業については、早急に実施し、道路パトロール日誌により報告を行うこと。
- ウ 長時間の作業と判断されるときは、直ちに必要な交通規制等の措置を講じ、速やかに調査職員に電話連絡し、口頭による指示を受けるものとする。
- エ 受託者は、作業の実施に当たっては、道路維持作業用自動車を使用し、作業に必要な資材及び人員を当該車両に全て載せなければならない。
- オ 受託者は、交通規制を必要とするときは、その方法について調査職員と協議し、実施及び解除について調査職員の指示を得なければならない。
- カ 作業中は、安全対策に心掛け、通行車両及び通行人の安全及び通行を確保しなければならない。
- キ 冬季の道路パトロールについては、積雪及び路面凍結箇所に対応できるようにしなければならない。

#### （7）個別作業項目

- ア 落石、崩土等の除去
  - ・落石、崩土等支障物の除去にあたっては、路面及び構造物に損傷を与えないように実施しなければならない。
- イ 側溝、道路構造物等の破損箇所の保安対策
  - ・側溝、道路構造物の破損箇所等については、ロープや警戒杭等を周囲に設置し、通行車両等が確認できるようにしなければならない。

#### ウ ポットホール補修

- ・ポットホール補修にあたっては、破損部分の周囲の崩れかけている部分を除去し、整形後、泥及び水を取り除き、作業しなければならない。
- ・既設舗装面とポットホール補修箇所とに段差が生じないよう取り付けなければならない。
- ・ポットホールが連続して発生する箇所については、調査職員と協議し、指示を受けなければならない。
- ・袋詰常温合材は、全天候型の使用を標準とするが、その他の材料を使用する場合は事前に調査職員と使用材料について協議するものとする。

#### エ 除草、伐木(竹)

- ・除草、伐木(竹)の著しい繁茂や支障木に伴い通行に支障があるときは、時間の許す範囲で除去するものとする。なお、時間内に完了しないときは調査職員に報告するものとする。

#### オ 路面凍結

- ・路面凍結が予想される場合、受託者は、パトロール開始時間又はパトロールルートについて、調査職員からの指示を受けなければならない。路面凍結を発見した場合は、配置されている融雪材の散布を行うとともに、調査職員に電話連絡し、口頭による指示を受けるものとする。

#### カ 応急処置後の対応

- ・応急処置後は、作業終了の報告を行うとともに、調査職員に周辺状況等を説明しなければならない。

#### キ 動物死骸回収

- ・動物死骸回収にあたっては死骸をビニール袋等に入れ、調査職員の指示する場所へ保管すること。

#### ク 自然災害時（大雨、台風、強風、地震、積雪）の対応

- ・自然災害発生時及び発生が予想される場合は、調査職員の指示に従い、道路パトロールを実施し、道路状況の報告を行わなければならない。

#### ケ 道路区域外の点検に伴う対応

- ・災害防止パトロールにより、倒木、落石又は工作物の倒壊などの危険要因を発見し、緊急の対応が必要な場合は直ちに調査職員に連絡し指示を受けなければならない。

### 7 資材の提供

道路維持作業に必要な資材（消耗品）については土木センターが支給するもの

とする。また、作業完了後、使用量の把握を行い、資材記録報告書（別紙7）に記載し提出するものとする。

## 8 報告

- (1) 個別作業項目のうち落石・崩土、ポットホールの応急措置を実施したときは、量や大きさが分かる資料のほか、できる限り周辺の状況が分かる資料を整理し、パトロール終了後に調査職員に報告するものとする。
- (2) 夜間パトロールにおいて、照明灯の異常を確認したときは、位置図及び写真等の状況が分かる資料をもって、調査日より1週間以内に調査職員に報告するものとする。
- (3) その他、特に報告事項がある場合は、遅滞なく調査職員に報告するものとする。
- (4) 作業数量は、道路パトロール日誌に記載するものとする。
- (5) 管理写真は、パトロール時の写真とするが、必要に応じて作業状況等の写真を報告書に添付しなければならない。調査職員が指示した場合は、その指示に従うものとする。

## 9 部分引渡し

指定部分とは、当該設計書に記載してある業務の30%、60%をいう。受託者は、指定部分以上となった場合は、それを証する書面を提出し、当該委託料に対して指定部分引渡しを請求することができる。請求する場合は、第〇回完了届（別紙11）を使用し、調査職員に関係書類を添えて提出しなければならない。

## 10 その他

受託者は、仕様書に明記されていない事項及び現場作業について、疑義が生じた場合は、調査職員と協議の上、指示を受けなければならない。

### 参考

- 別紙1 週間パトロール実施計画書
- 別紙2 道路パトロール日誌、道路パトロール日誌（夜間パトロール用）
- 別紙3 異常箇所道路報告書
- 別紙4 歩道橋点検表
- 別紙5 パトロール実績報告書
- 別紙6 歩道橋パトロール実績報告書
- 別紙7 資材記録報告書

別紙 8 動物死骸処理実施報告書

別紙 9 作業指示書

別紙 10 追加作業実施報告書

別紙 11 第〇回完了届